

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十八号

広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則(昭和二十九年広島県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
別記様式第四十八号の十五中

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

や
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

地を
地所
日

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農業生産法人

や
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換した者又は現物出資した農地所有適格法人

に改める。

別記様式第四十八号の二十八中

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資しようとする年月日

や
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資しようとする年月日

に

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、ようとする者又は現物出資しようとする農業生産法人

や
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、ようとする者又は現物出資しようとする農地所有適格法人

に改め、^{(註)の}中「農業生産法人

出資育成事業」や「農地所有適格法人出資育成事業」に「農業生産法人に」や「農地所有適格法人に」に改める。

別記様式第四十八号の三十一中

「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農業生産法人に対し現物出資した年月日

や
「農地利用集積円滑化団体等が当該土地を売り渡し、若しくは交換し、又は農地所有適格法人に対し現物出資した年月日

該土地を売
農地所有適
日

に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第四十二号の九中「農業生産法人出資育成事業」や「農地所有適格法人出資育

<p>成事業」に 農地利用集積円滑化団 体等が当該土地を 売り渡し、若し しくは交換し、又 は農業生産法人に 対し現物出資した 年月日</p>	<p>に 農地利用集積円 滑化団体が当該土 地を売り渡し、若 しくは交換し、又 は農業生産法人に 対し現物出資した 年月日</p>
---	---

滑化団体等
り渡し、若
又は農地所
し現物出資
に格を。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。